

議第107号 呉市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「政令」といいます。）の一部改正（平成28年政令第194号による改正）により、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動経費の公費負担の限度額が改定されたことに伴い、政令で定める額に準じて、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成並びに市長の選挙における選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額を引き上げるものです。

2 改正の主な内容

(1) 呉市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正（第1条関係）

選挙運動用自動車の使用に関し、一般運送契約以外の有償契約を締結した場合の公費負担について、限度額（日額）を次のとおり改定します。

区 分	改正前	改正後
自動車の借入金額	15,300円	15,800円
供給した燃料の代金	7,350円	7,560円

(2) 呉市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正（第2条関係）

選挙運動用ポスター（以下「ポスター」といいます。）の作成に関し、有償契約を締結した場合の公費負担の限度額の算定に用いるポスター1枚当たりの単価の限度額は次の式により算出しており、算定に用いる単価及び作成基礎額を次のとおり改定します。

【公費負担の限度額の算定に用いる単価の限度額を求める式】

$$\text{公費負担の限度額の算定に用いる単価の限度額} = \frac{\left[\begin{array}{l} 500枚を超えて作成するときの \\ \text{ポスター1枚当たりの作成単価 (A)} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{ポスター掲示場数} \\ - 500 \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{ポスター500枚までの} \\ \text{作成に係る基礎額 (B)} \end{array} \right]}{\text{ポスター掲示場数}}$$

【上記の式に用いる単価及び作成に係る基礎額】

区 分	改正前	改正後
500枚を超えて作成するときのポスター1枚当たりの作成単価 (A)	26円73銭	27円50銭
ポスター500枚までの作成に係る基礎額 (B)	557,115円	573,030円

※公費負担の限度額は、上記算定式により求められる単価の限度額にポスター掲示場数を乗じて得た額となります。

(3) 呉市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正
(第3条関係)

選挙運動用ビラの作成に関し、有償契約を締結した場合の公費負担の限度額の算定に用いる1枚当たりの作成単価を次のとおり改定します。

区 分	改正前	改正後
ビラ1枚当たりの作成単価	7円30銭	7円51銭

3 施行期日等

公布の日。ただし、改正後の各条例の規定は、施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によります。

4 新旧対照表

(1) 呉市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例(第1条の規定による改正部分)

現行	改正案
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 呉市は、公職の候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条に規定する契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約(以下「自動車借入契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該公職の候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 呉市は、公職の候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条に規定する契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約(以下「自動車借入契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該公職の候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自</p>

<p>動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が <u>15,300円</u> を超える場合には、<u>15,300円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,350円</u>に当該公職の候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による公職の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。第6条において同じ。）までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該公職の候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p> <p>ウ （略）</p>	<p>動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が <u>15,800円</u> を超える場合には、<u>15,800円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該公職の候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による公職の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。第6条において同じ。）までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該公職の候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p> <p>ウ （略）</p>
--	--

(2) 呉市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（第2条の規定による改正部分）

現行	改正案
<p>（公費の支払）</p> <p>第4条 呉市は、公職の候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条に規定する契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が <u>26円73銭</u> に当該選挙におけるポスター掲示場（呉市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年呉市条例第2号）第1条の規</p>	<p>（公費の支払）</p> <p>第4条 呉市は、公職の候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条に規定する契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が <u>27円50銭</u> に当該選挙におけるポスター掲示場（呉市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年呉市条例第2号）第1条の規</p>

<p>定により設置されたポスター掲示場をいう。以下同じ。)の数から500を減じた数を乗じて得た金額に<u>557, 115円</u>を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該公職の候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該公職の候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>定により設置されたポスター掲示場をいう。以下同じ。)の数から500を減じた数を乗じて得た金額に<u>573, 030円</u>を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該公職の候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該公職の候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>
<p>付 則 1～3 (略) 4 前項の選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合の第4条の規定の適用については、同条中「<u>26円73銭</u>」とあるのは「<u>510円48銭</u>」と、「数から500を減じた数」とあるのは「数」と、「<u>557, 115円</u>」とあるのは「<u>301, 875円</u>」とする。</p>	<p>付 則 1～3 (略) 4 前項の選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合の第4条の規定の適用については、同条中「<u>27円50銭</u>」とあるのは「<u>525円6銭</u>」と、「数から500を減じた数」とあるのは「数」と、「<u>573, 030円</u>」とあるのは「<u>310, 500円</u>」とする。</p>

(3) 呉市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(第3条の規定による改正部分)

現行	改正案
<p>(公費の支払) 第4条 呉市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条に規定する契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円30銭</u>を超える場合には、<u>7円30銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内の</p>	<p>(公費の支払) 第4条 呉市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条に規定する契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円51銭</u>を超える場合には、<u>7円51銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内の</p>

ものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(公費負担の限度額)

第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円30銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。

ものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(公費負担の限度額)

第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。